院外処方箋 問い合わせ簡素化プロトコル

2018.9.25 薬剤部 2022.10. 薬剤部 改訂 2024.4 薬剤部 改訂

平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、 プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らし、患者への薬学的ケアの充実、 および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコル」の運用を行う。 下記の事項に限り、問い合わせプロトコル(申し合わせ事項)とし、<u>患者へ説明後、同意を得て</u>変更とする。

① 同一成分の銘柄変更

例:ボナロン錠35mg→フォサマック錠35mgもしくはアレンドロン酸錠35mg「日医工」 ジャヌビア錠50mg→グラクティブ錠50mg ※後発医薬品変更可の場合のみ。

② 剤形の変更

例:ステーブラOD錠0.1mg→ウリトス錠0.1mg ビオフェルミン散→ビオフェルミン錠 ビオフェルミン錠→ビオフェルミン散 メプチン顆粒→メプチンDS

- ※用法用量が変わらないときのみ可。
- ※安定性、体内動態、投薬方法を考慮し、患者へ説明後、同意を得てから変更。
- ※外用薬の変更は不可。★軟膏→クリーム等の製剤の変更は疑義照会をすること★
- ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例:アムロジピン錠5mg 1回2錠→アムロジピン錠10mg 1回1錠 フロセミド錠40mg 0.5錠→フロセミド錠20mg 1回1錠 ※安定性、体内動態を考慮し、患者へ説明後、同意を得てから変更。

④ 湿布や軟膏での規格変更

例:モーラスパップ30mg(7枚入り)×6袋→モーラスパップ30mg(6枚入り)7袋マイザークリーム(10g入り)2本→マイザークリーム(5g入り)4本 ※合計処方量が変わらない場合のみ可。

- ⑤ アドヒアランス等の理由で半錠、粉砕、混合
 - ※安定性のデータに留意し、患者への説明後、同意を得てから変更。
 - ※嚥下困難者用製剤加算を算定される場合には、疑義照会を行うこと。
 - ★ただし、リクシアナ錠・サムスカ錠・SGLT阻害薬などについては診療上の都合により変更不可★
- ⑥ コンプライアンスなどの理由で一包化調剤
 - ※安定性のデータに留意し、患者への説明後、同意を得てから変更。
- ⑦ 残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること、および、Do処方により 処方日数が必要日数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化
 - ★ただし、残薬があるため処方不要(O日分)は不可。最低1日分は処方日数を残すこと★
 - ★投与日数の延長は、明らかに次回外来受診日まで不足している場合のみ(患者希望での延長は不可)★
- ⑧ ビスホスホネート製剤の週1あるいは月1製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で 処方されている場合の処方日数の適正化

例:ボナロン錠35mg 1錠分1 起床時 42日分→6日分 ※処方間違いが明確な場合に限る。

⑨ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で 処方されている場合の処方日数の適正化

例:バクトラミン配合錠 1錠分1朝食後 1日おき 14日分→7日分 ※処方間違いが明確な場合に限る。

⑩ 小児科に限り、コンプライアンスの理由で用法変更

例:保育園、幼稚園に通園中のため昼食後薬は服用困難にて分3毎食後→分2朝夕食後

① 服用歴のある配合剤を単剤の組合わせに変更、あるいはその逆

例:カデュエット配合錠1番← →アムロジン2.5mg+リピトール5mg

- ★内科 土井医師、高山医師については変更前に問い合わせ・確認をすること
- ② 抗菌薬が併用されていない場合の耐性乳酸菌製剤の乳酸菌製剤への変更及びその逆

例:ケフラール服用中 ビオフェルミン→ビオフェルミンR クラビット服用中 ビオフェルミンR→ビオフェルミン

- ★耐性乳酸菌製剤に変更する際は、対応する抗菌薬の処方を確認すること
- ③ 外用剤の用法(使用部位、使用回数など)が口頭で指示されている場合
 - ★患者本人が口授されている用法の追記を可能とする

(処方箋での用法指示が医師の指示通りあるいは空白の場合のみ)

- (4) 消炎鎮痛外用剤におけるパップ剤からテープ剤への変更及びその逆
 - 外用剤の大きさの変更、温感テープ剤から冷感テープ剤への変更及びその逆
 - ★同一成分でのみ変更可能(ジクトルテープは変更不可)
 - ★変更後の薬剤の用法を遵守すること
 - ★あくまでも患者が希望された場合のみで、在庫不足のための理由は不可
 - 例:ロキソニンテープ(温感)→ロキソニンパップ

モーラステープ $20mg \rightarrow モーラスパップXR240mg$

⑤ リベルサス錠が奇数日で処方された場合の偶数日への変更

※残薬なければ1日増加、残薬あれば1日減量とする

上記項目についてはプロトコルに基づき調剤を行ない、当日もしくは翌日までに薬剤部へEmailで事後報告とすること。 薬剤部では報告の内容に基づき、代行にて処方変更を行なう。